

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第三条第三号の規定に基づき、居住者以外の者が主として利用していると認められるもの

(平成二十八年十一月三十日)

(国土交通省告示第千三百七十六号)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)第三条第三号の規定に基づき、居住者以外の者が主として利用していると認められるものを次のように定める。

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第三条第三号の居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定める建築物の部分(次項において「特定共用部分」という。)は、次に掲げる要件を満たす部分とする。
 - 一 居住者以外の者が当該部分を利用すること。
 - 二 当該部分の存する建築物における、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が、居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きいこと。
- 2 建築物の計画から想定される当該部分の利用状況に照らして、前項第二号の要件により難しい事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、当該状況に応じて適当と認められる部分を特定共用部分とする。

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。